

ごみは燃やさずに決められた場所へ

処理基準を満たさない焼却炉でごみを燃やすことは、法律で禁止されています。たとえば、古いドラム缶で家庭ごみを焼却することは、禁止行為です。

これからの季節「近所でごみを燃やしていて、洗濯物に煙の臭いがつく」「隣で毎日ごみを燃やしているのですが、近所なので言いにくい…」といった相談が、毎年、市役所へ多く寄せられます。ごみは、正しく分別して決められた場所へ出しましょう。

使っても 良い焼却炉の 構造基準

簡易焼却炉をお持ちの方、また、これから焼却炉を購入する予定の方は、焼却炉が下表の基準を満たしているか、一度ご確認ください。

ご注意! すべての項目を満たさなければ焼却炉は、お使いいただけません。

- 基準内容**
- ・空気取り入れ口と煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼ガスの温度が800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
 - ・焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - ・外気と遮断された状態で、定量ずつごみを燃焼室に投入できること。
 - ・燃焼室の中の燃焼ガスの温度を測定できる装置があること。
 - ・燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置があること。

資源になるごみは、きちんと分別して資源回収事業者へ処理を依頼してください。

家庭から 出るごみは...

- ①いなべ市カレンダーの「家庭ごみの出し方」「ごみの出し方ハンドブック」を参考に各自治会ステーションや地域ごとの粗大ごみ場（員弁町は員弁リサイクルセンター）へ出してください。
- ②引越などで出た大量のごみは、決められた条件を満たせば、次の施設に直接持ち込むことができます。

北勢・大安・藤原町 → あじさいクリーンセンター〔北勢町京ヶ野新田〕
員弁町 → 桑名広域清掃事業組合（リサイクルの森）〔桑名市多度町力尾〕

- ③資源になるごみは、きちんと分別して粗大ごみ場・資源収集ステーションへ出してください。また、地域の子ども会などによる廃品回収へのご協力をお願いします。
- ④再利用できる製品や買い替えなどをされる場合は、リサイクルショップや商品購入先などの取扱店へ。

工場や事業所 などから 出るごみは...

一般廃棄物

事業活動で出たごみは、事業者の責任で、次の施設へ運んでください。

北勢・大安・藤原町 → あじさいクリーンセンター
員弁町 → 桑名広域清掃事業組合（リサイクルの森）

事業者が、通常の事業活動の中で、ごみを処理施設へ運ぶ時間や労力がない場合は、市の「一般廃棄物収集運搬業許可業者」に委託してください。ホームページに一覧があります。

アクセス方法：トップページ からの便利帳「リサイクル・ごみ/環境」「工場や事業所などから出るごみは...」

なお、市が許可しているのは、「一般廃棄物」の収集運搬ですので、「産業廃棄物」の収集運搬はできません。

産業廃棄物

民間の産業廃棄物処理・処分業者等に委託して、処理をしてください。

産業廃棄物の処理に関する詳しい問い合わせは、三重県桑名農政環境事務所 環境室 環境課 ☎ 24-3624

平成21年度 一般廃棄物処理実施計画を策定

平成21年度の「いなべ市一般廃棄物処理実施計画」を策定しました。市ホームページや生活環境課窓口で閲覧することができます。アクセス方法：トップページ からの便利帳「リサイクル・ごみ/環境」「いなべ市一般廃棄物処理計画」

☎ 北勢庁舎 生活環境課 ☎ 72-3946 ☎ 72-3748